

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯の支援、生活支援等のための給付等に関することに係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）1月27日付けで諮問（第1119号）された新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯の支援、生活支援等のための給付等に関することに係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第2項第2号の規定による要配慮個人情報を取り扱う必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、要配慮個人情報を取り扱う必要性、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が2021年（令和3年）11月19日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、

国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である、と示され、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金をできるだけ簡素な手続で迅速に給付を実施することとなり、令和3年度補正予算（第1号）において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などを盛り込んだ国の補正予算が2021年（令和3年）12月20日に可決され、本市においても子育て・生活支援給付金担当が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付することとなった。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付要件は、基準日である2021年（令和3年）12月10日において、本市の住民基本台帳に記録されており、同一の世帯に属する全員が地方税法の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は藤沢市市税条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯となり、給付額は住民税非課税世帯、1世帯当たり10万円となる。

臨時特別給付金支給要件の確認を行うための住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）の送付時期は、2022年（令和4年）1月下旬以降を予定している。

住民税非課税世帯等に対する給付金の対象は約48,400世帯と想定しており、関係課等からの情報を基に申請書を受給権者（住民基本台帳に記録されている世帯主。以下同じ。）に送付する。なお、送付業務については、受託業者が実施する。

受給権者からは、郵送による申請のほか二次元バーコード又は申請サイトURLを通じたオンライン申請手続も可能としており、郵送申請、オンライン申請共に申請受付状況、給付決定状況等の管理は本市の給付管理システムにて行う。

以上の業務を行うことから、要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 要配慮個人情報を取り扱うことについて

ア 取り扱う要配慮個人情報

障がい者のうち基準日（2021年（令和3年）12月10日）において養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の住所、氏名、生年月日、措置日

イ 要配慮個人情報を取り扱う必要性

国全体で行われる当該給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関するこれらの情報を取り扱う必要がある。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報の項目

ア 本市の関係課等から収集するもの

(ア) 所管課 市民窓口センター

基準日（2021年（令和3年）12月10日）において本市の住民

基本台帳に記録されている者の住民登録地，住所，氏名，生年月日，性別，続柄，世帯主名，住民日，住民届出日，異動日，異動届出日，異動事由，転出先住所，宛名番号，支援措置情報

(イ) 所管課 市民税課

令和3年度住民税非課税世帯の住所，氏名，生年月日，宛名番号，所得情報

(ウ) 所管課 福祉総務課

令和2年度特別定額給付金を受けた世帯の住所，氏名，生年月日，振込口座，宛名番号

(エ) 所管課 障がい者支援課

障がい者のうち基準日（2021年（令和3年）12月10日）において養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の住所，氏名，生年月日，措置日

(オ) 所管課 生活援護課

基準日（2021年（令和3年）12月10日）における本市の生活保護受給者の住所，氏名，生年月日，宛名番号

(カ) 所管課 高齢者支援課

高齢者のうち，基準日（2021年（令和3年）12月10日）において，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の住所，氏名，生年月日，措置日

イ 関係機関から収集するもの（所管関係機関 神奈川県）

基準日（2021年（令和3年）12月10日）において，児童福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，生活保護法，売春防止法の規定により入所等の措置が採られている者の住所，氏名，生年月日，措置日

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

住民税非課税世帯に対する給付金の対象は，約48,400世帯と想定しており，一定期間内に本人から情報を収集することは，時間，労力及び費用を莫大に費やすことになり，事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課等及び関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため，個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

通知すべき相手が多数であるため，通知する費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理に著しい支障が生じることから，個別の通知は省略したい。

なお，個人情報を本人以外のものから収集することについては，広報等で周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請の流れ

郵送申請，オンライン申請により取り込んだデータは，給付管理システムにおいて給付決定データを作成，受給権者の口座へ振込処理を行う。

- (ア) 子育て・生活支援給付金担当が本市の関係課等及び関係機関から収集した個人情報を経営管理システムへ取り込む。
- (イ) 子育て・生活支援給付金担当は、経営管理システムに取り込んだ住民税非課税世帯の住所、氏名、口座情報の確認書の送付データ（要配慮個人情報を除く。）を印刷業者に提供する。印刷業者は確認書を作成、納品し、本市は受給権者へ確認書を送付する。
- (ウ) 郵送申請については、受給権者は確認書に記載された令和2年度特別定額給付金で利用した口座情報に誤りがないか確認し、二箇所の確認欄「世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。」及び「世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。」に該当する場合はチェックを行い、本市に返送する。受託業者は受給権者から郵送された確認書を回収（私書箱にて受付）し、開封し記載必須項目の記載状況を確認する。その後、確認書をA I - O C Rにて読み込みを行い、経営管理システムへR P Aによるデータの取り込みを行う。
- (エ) オンライン申請については、受給権者はP C又はスマートフォンから案内に記載されている申請サイトU R L又は二次元バーコードへアクセスし、確認書に記載されたユーザー名及び仮パスワードを入力し、ログインする。受給者は、口座情報に誤りがないか確認し、二箇所の確認欄「世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。」及び「世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。」に該当する場合はチェックを行い、申請をする。

なお、あらかじめ確認書に印字されたI Dと仮パスワードによって初回ログインを行うが、初回にパスワードの変更を行うようにしている。I Dに紐づけられた情報以外にはアクセスできない。
- (オ) 口座情報については、特別定額給付金で利用した口座情報をあらかじめ紐づけしてあるが、口座を廃止等している場合には、本人確認書類添付の上、新規の口座情報を届け出ることができる。

イ コンピュータ処理を行う必要性について

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められ、本市では住民税非課税世帯に対する給付金対象者は約48,400世帯と想定しているため、手作業では困難であり、コンピュータによる処理が必要である。

また、その膨大な事務を行うため、給付対象者の抽出、データ作成、確認書の作成、経営管理システムのデータ更新など専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたい。

ウ コンピュータ処理を行う情報と項目

(ア) 対象者データの作成に用いる個人情報

a 住民基本台帳の情報

住民登録地、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯主名、住民日、住民届出日、異動日、異動届出日、異動事由、転出先住所、

宛名番号，支援措置情報

b 住民税の課税情報

令和3年度の市民税非課税世帯の住所，氏名，生年月日，宛名番号，所得情報

c 令和2年度特別定額給付金情報

住所，氏名，生年月日，振込口座，宛名番号

d 生活保護情報

住所，氏名，生年月日，宛名番号

受託業者Aが市民窓口センター，市民税課，福祉総務課，生活援護課から情報提供を受け，給付対象者のデータを抽出し，給付対象者のみを抽出し，対象者データを作成する。

(イ) 入所措置等の情報

a 障がい者のうち養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の情報

住所，氏名，生年月日，措置日

b 高齢者のうち養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者の情報

住所，氏名，生年月日，措置日

c 児童福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，生活保護法，売春防止法の規定により入所等の措置が採られている者の情報

住所，氏名，生年月日，措置日

入所措置等が採られている障がい者，高齢者，児童については，住民登録に基づく世帯ではなく，入所施設に対して申請書を送付する必要がある。

そのために，子育て・生活支援給付金担当が高齢者支援課，障がい者支援課及び神奈川県から情報提供を受け確認書又は申請書を送付する。

(ウ) 印字データの作成に用いる個人情報

住民登録地，氏名，振込口座，ユーザー名，パスワード

子育て・生活支援給付金担当が受託業者Aからアの対象者データの提供を受け，給付管理システムへ情報の取り込みを行い，印字データを作成する。

(エ) 確認書郵送受付の際に取り扱う個人情報（確認書情報）

住所，氏名，振込口座，電話番号，ユーザー名，パスワード，扶養確認，税申告確認，確認日，本人確認書類

申請者は，確認書に同封された返信用封筒を用いて確認書を返送し，又は申請書を用いて申請する。受託業者C（一部の個別対応申請については，子育て・生活支援給付金担当）は申請者から郵送された確認書又は申請書を回収（私書箱にて受付）し，確認書のみ記載内容を確認する。その後，確認書をAI-OCRにて読込み，RPAにより給付管理システムへ申請データとして取り込む。

(オ) オンライン申請受付の際に取り扱う個人情報

住所、氏名、振込口座、電話番号、ユーザー名、パスワード、扶養確認、税申告確認、確認日

申請者は、申請書に付随した案内に記載されている申請サイトURL又は二次元バーコードにより、PC又はスマートフォンから申請サイトへアクセスし、ユーザー名及び仮パスワードを入力してログインし、パスワードを変更した後に申請する。申請サイトで申請者が入力した情報は、申請データとして直接給付管理システムへ反映される。

(カ) 振込に用いる個人情報

振込口座

子育て・生活支援給付金担当は、郵送申請及びオンライン申請、申請書申請により取り込まれた申請データを給付管理システムで管理するとともに、一定の期間ごとに振込データを作成し、申請者の指定口座への振込手続を行う。

(キ) 2021年（令和3年）1月2日以降の転入者の個人情報

住民日、前住所、個人宛名番号

2021年（令和3年）1月2日以降に本市へ転入した者については、本市で所得情報を把握することができないが、前住所が国内であれば、前住所地へ照会を行うことで所得情報を入手することが可能となり、課税者を対象者から除外することができる。

そのために、子育て・生活支援給付金担当が市民窓口センターからの情報提供を受け、対象者データのうち、2021年（令和3年）1月2日以降に、国内の他市町村から本市へ転入した対象者を抽出する。

なお、前住所地への所得情報の照会に際しては、団体統合宛名番号を用いて情報連携を行うが、当該給付事務は2021年（令和3年）12月21日付けの官報により特定公的給付の指定を受けているため、当諮問においては取り扱わない。また、本市及び他の情報保有機関の保有する特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを介して情報連携するために情報連携中間サーバーシステム及び団体内統合宛名システムを導入し、コンピュータ処理及びコンピュータの結合を行うことについては、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、認められている。（答申第763号）

エ 安全対策

(ア) 本市の安全対策について

- a 給付管理システムは、クラウドのシステムを活用し、セキュリティ確保のためLGWAN-ASPのサービスを利用し、庁内からのアクセスについては、専用の端末を用意し、ユーザーのアクセス権を制御した上で利用する。
- b クラウドについては、日本国内のクラウドを指定、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の認定を受けていることを条件として選定する。

- c オンライン申請については、あらかじめ確認書に印字されたユーザー名と仮パスワードによって初回ログインを行うが、初回にパスワードの変更を行うようにしている。ユーザー名に紐づけられた情報以外にはアクセスできない。
 - d すべての通信は暗号化されており、事業終了後については、受託業者からデータ消去証明を提出させる。
 - e 事業終了後、提供されたファイルについては、業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用することができないようにする。やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
 - f 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者及び高齢者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置が採られている者のデータについては、抽出ファイルの形式を x l s x ファイル形式で子育て・生活支援給付金担当に提供される。
 - g 神奈川県から提供を受けるデータについては、神奈川県が整理した対象者情報について、L G W A N 回線にてパスワード設定された x l s x ファイル形式で本市に提供される。
 - h 「2 実施機関の説明要旨」(6)エ(7)の f 及び g で提供されたファイルについては、パスワード設定を行うとともに、子育て・生活支援給付金担当に設置している端末に保存し、使用する。端末にアクセスする際は、生体認証を設定するとともに、子育て・生活支援給付金担当参事に使用を許可された必要最小限の職員に限定する。
- (イ) 受託業者に求める安全対策について
- a プライバシーマーク又は I S M S 認証を取得していること。
 - b 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・ I D カードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
 - c 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - d 作業現場への本市職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により 2 時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - e 端末操作については、ユーザー I D 及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - f 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録すること。
 - g 個人情報や端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
 - h 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。

- i やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄すること。
 - j 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。データの受渡しについては、L G W A Nを利用して受渡しを行う。
 - k 通知書等を運搬する際は、容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう措置を講じること。
 - l 受託業務終了後は、速やかにデータを消去し、完全に復元できないようにすること。
 - m 提供する情報については、本市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
 - n 関係職員については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
 - o 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
 - p 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。
- (ウ) 給付管理システム開発業者のセキュリティに関すること
- a L G W A N - A S Pによるクラウド上に構築してあること。利用するクラウドについては、政府情報システムのための評価制度（I S M A P）の評価を受けているクラウドを使用すること。
 - b 給付管理システムは、市側からはL G W A N経由での接続とすること。
 - c 給付管理システムは、利用するユーザーごとの権限設定が行えること。
 - d 給付管理システムは、申請者（市民）からはインターネット環境からの接続とし、本人以外の情報にアクセスできないような仕組みとすること。その際、通信は暗号化されていること。給付管理システムは、インターネット側からの不正アクセス等について、F i r e W a l l等を用いて給付管理システム内のデータを防御できること。
 - e 給付管理システムへのアクセスログを管理できること。
 - f 給付金事業終了後投入したデータを消去すること。データ消去完了後、データ消去証明書を提出すること。
 - g 給付管理システムにおいて個人情報を扱うため、条例の趣旨を十分理解し、情報管理の徹底を図ること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市情報システム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

2022年（令和4年）1月から同年9月30日まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(8) 添付資料

ア 参考資料

- (ア) 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領
- (イ) 令和3年度藤沢市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給実施要綱
- (ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要
- (エ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事務フロー
- (オ) コンピュータ処理を行う情報と項目
- (カ) 給付管理システム構成図
- (キ) 令和3年12月21日付け官報（公的給付を定める告示）

イ 業務委託契約書等

- (ア) 藤沢市住民税非課税世帯臨時特別給付金確認書印刷等業務委託仕様書
- (イ) 藤沢市住民税非課税世帯臨時特別給付金支給対象者データ作成業務委託仕様書
- (ウ) 藤沢市子育て生活支援給付金申請受付業務委託仕様書
- (エ) 非課税世帯給付金管理システム仕様書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

実施機関では、要配慮個人情報を取り扱う必要性について、次のように述べている。

国全体で行われる当該給付事業を公平に実施するためには、給付要件に関するこれらの情報を取り扱う必要がある。

以上のことから判断すると、要配慮個人情報を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

住民税非課税世帯に対する給付金の対象は、約48,400世帯と想定しており、一定期間内に本人から情報を収集することは、時間、労力及び費用を莫大に費やすことになり、事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課等及び関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

通知すべき相手が多数であるため、通知する費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理に著しい支障が生じることから、個別の通知は省略したい。なお、個人情報を本人以外のものから収集することについては、広報等で周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

給付金の給付については、国の制度の目的から、迅速かつ的確な給付事務を求められ、本市では住民税非課税世帯に対する給付金対象者は約48,400世帯と想定しているため、手作業では困難であり、コンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(6)エの(ア)から(ウ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 子育て・生活支援給付金担当の安全対策について

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
(ア) a, (ア) h
- b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(ア) a, (ア) d
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置
(ア) d, (ア) e
- d その他の安全対策を高めるための措置
(ア) b, (ア) c, (ア) f, (ア) g

(イ) 受託業者に求める安全対策について

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
(イ) b, (イ) e
- b ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
(イ) h, (イ) j
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置
(イ) i, (イ) l

- d 実施機関が受託業者の安全対策を確認できるようにするための措置
 - (イ) a, (イ) c, (イ) d
- e その他の安全対策を高めるための措置
 - (イ) b, (イ) g, (イ) k, (イ) m, (イ) n, (イ) o, (イ) p
- f 日常的な安全対策
 - (イ) b, (イ) f
- (ウ) 給付管理システム開発業者のセキュリティに関すること
 - a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
 - (ウ) c
 - b 利用後にデータを確実に消去するための措置
 - (ウ) f
 - c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
 - (ウ) a, (ウ) b, (ウ) d
 - d 実施機関が給付管理システム開発業者の安全対策を確認できるようにするための措置
 - (ウ) a
 - e その他の安全対策を高めるための措置
 - (ウ) d
 - f 日常的な安全対策
 - (ウ) e, (ウ) g

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市情報システム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、給付管理システム開発業者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上